

令和3年松前町告示第2号

松前町子育て援助活動支援事業実施要綱を次のように公表する。

令和3年1月25日

松前町長 岡 本 靖

松前町子育て援助活動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が育児に関し援助を受けたい者及び援助を行いたい者を登録し、登録された情報をこれらの者に提供する子育て援助活動支援事業（以下「事業」という。）を実施することにより、育児を行っている者を援助する活動（以下「子育て援助活動」という。）の促進を図り、もって仕事と育児が両立できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(子育て援助活動の内容)

第2条 子育て援助活動は、次項に規定する児童で家庭において保育を受けることが一時的に困難となったものを対象とする活動であって、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設の保育開始前又は保育終了後の児童の預かり
- (2) 放課後児童クラブ終了後の児童の預かり
- (3) 学校の放課後の児童の預かり
- (4) 早朝・夜間等における緊急時の児童の預かり
- (5) 保護者の冠婚葬祭又は学校行事の際の児童の預かり
- (6) 保護者の外出の際の児童の預かり
- (7) 集団保育が困難な病児及び病後児の預かり
- (8) 自宅、保育施設、病児・病後児保育施設等の間の児童の送迎
- (9) 前各号に掲げるもののほか、育児に関し必要な援助

2 子育て援助活動の対象とする児童は、新生児から小学校6年生までの児童及び不登校の中学生、ひとり親家庭（松前町ひとり親家庭医療費助成条例（昭和49年松前町条例第26号）第2条第6号に規定するひとり親家庭をいう。）の中学生その他特に手厚い監護を必要とする中学生とする。

3 子育て援助活動は、宿泊を伴う預かりを行うことができる。

(登録)

第3条 育児に関し援助を受けたい者及び援助を行いたい者は、援助を受けたい者にあつては利用者として、援助を行いたい者にあつてはサポーターとして、町の登録を受けることができる。

(登録の要件)

第4条 前条の登録（以下「登録」という。）は、次に掲げる要件を満たす者について行うものとする。

- (1) 事業の目的を十分に理解していること。
- (2) 利用者にあつては、第2条第2項に規定する児童を養育している保護者であること。

(3) サポーターにあつては、心身ともに健康であつて、かつ、積極的に子育て援助活動を行うことができる20歳以上の者であること。

(登録申請)

第5条 利用者として登録を受けようとする者は子育て援助活動支援事業利用者登録申請書・登録簿(様式第1号)により、サポーターとして登録を受けようとする者は子育て援助活動支援事業サポーター登録申請書・登録簿(様式第2号)により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定により登録の申請があつた場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは利用者又はサポーターとして登録し子育て援助活動支援事業利用者・サポーター登録決定通知書(様式第3号)に子育て援助活動支援事業利用者・サポーター登録証(様式第4号)を添えて、不相当と認めるときはその旨を書面により通知するものとする。

(登録台帳)

第6条 町長は、登録した利用者(以下「登録利用者」という。)及び登録したサポーター(以下「登録サポーター」という。)から提出された子育て援助活動支援事業利用者登録申請書・登録簿及び子育て援助活動支援事業サポーター登録申請書・登録簿を取りまとめて登録台帳として保管する。

(会員組織)

第7条 登録利用者及び登録サポーターは、松前町ファミリー・サポート・センター(以下「センター」という。)を組織するものとする。

2 センターは、登録利用者及び登録サポーター間の利用の調整、登録サポーターに対する養成講座の実施その他の子育て援助活動に関し必要な業務を行う。

3 センターは、子育て援助活動に係る報酬(以下「育児報酬」という。)の額を会則で定めなければならない。

4 センターは、前項の会則について、町長の承認を受けなければならない。

5 センターには、アドバイザー及びサブ・リーダーを配置しなければならない。

6 アドバイザーは、子育て援助活動の相談、登録利用者及び登録サポーター間の利用の調整等を行う。

7 サブ・リーダーは、アドバイザーを補佐する。

(情報の提供)

第8条 町長は、センターが行う前条第2項に規定する業務を支援するため、登録した情報をセンターに提供するものとする。

(登録情報の利用)

第9条 センターは、前条の規定により提供された登録情報を用いて、登録利用者及び登録サポーター間の利用の調整を行うものとする。

(登録利用者及び登録サポーターの義務)

第10条 登録利用者は、子育て援助活動を利用したときは、登録サポーターに対して育児報酬を支払わなければならない。

2 登録サポーターは、センターが実施する子育て援助活動支援事業サポーター養成講座を全

日程受講しなければならない。

(登録事項の変更)

第11条 登録利用者及び登録サポーターは、登録事項に変更が生じたときは、速やかに子育て援助活動支援事業登録事項変更届出書(様式第5号)により町長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第12条 登録利用者及び登録サポーターは、登録の抹消を希望するときは、子育て援助活動支援事業登録抹消届出書(様式第6号)に子育て援助活動支援事業利用者・サポーター登録証を添えて届け出るものとする。

(登録の取消し)

第13条 町長は、登録利用者又は登録サポーターがセンターの会則の規定に違反したとき、又は公序良俗に反する行為を行ったときは、その登録を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該取消しに係る登録利用者又は登録サポーターに対し子育て援助活動支援事業利用者・サポーター登録証の返還を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 登録利用者及び登録サポーターは、子育て援助活動により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は子育て援助活動以外の目的に利用してはならない。登録が抹消され、又は取り消された後においても、同様とする。

(町の支援)

第15条 町は、登録利用者が支払う育児報酬の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月25日から施行する。

(松前町ファミリー・サポート・センター設置要綱の廃止)

2 松前町ファミリー・サポート・センター設置要綱(平成21年9月1日施行)は、廃止する。